診断書を作成する 医師・<u>医療機関の皆さまへ</u>

病気やけがなどにより、障害の状態になった患者さんに、 国民年金・厚生年金の「障害年金制度」をご案内ください。

「障害の状態になった」とは

- ●視覚障害や聴覚障害、肢体不自由などの障害
- ●がんや糖尿病、高血圧、呼吸器疾患などの内部疾患
- ●精神の障害 などにより、 長期療養が必要で、仕事や生活が著しく制限を受ける状態になったことをいいます。

障害の状態※や保険料の納付期間など、一定の要件を満たしている方は、障害年金を受給することができます。 ※障害者手帳の障害等級とは判断基準が異なるため、手帳の交付は受けられても、障害年金を受給できないことがあります。

障害年金についてのお問い合わせやご相談は、 お近くの<u>年金事務所</u>または<u>街角の年金相談センター</u>で 受け付けています。

所在地は、日本年金機構ホームページ「全国の相談・手続き窓口」をご覧ください。 http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html

窓口受付時間:平日(月~金)の午前8時30分~午後5時15分

年金相談は、「時間延長」や「週末相談」も実施しています。 時間延長 週初の開所日 午後5:15~午後7:00まで 週末相談 第2土曜 午前9:30~午後4:00まで





障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが 加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が 残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」 が支給されます。

重い

障害の程度

軽い

1級障害

2 級 障 害

3 級障害

上乗せ年金(2階

基礎年

金

障害厚生年金(1級)

障害厚生年金(2級)

障害厚生年金(3級)

障害手当金

配偶者の加給年金

配偶者の加給年金

障害基礎年金(1級) 年 975. 100円

子の加算(第1・2子) 各年 224,500円

障害基礎年金(2級) 年 780, 100円

子の加算(第1・2子) 各年 224,500円

※ 子の加算:第3子以降は 各年 74,800円



年金額は、平成27年4月現在

障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要になります

1 初診日に被保険者であること

● 初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または国民年金の被保険者であった人で、 60歳以上65歳未満の国内居住者であること

【20歳前傷病による障害基礎年金】

初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときなどは、障害 基礎年金が支給されます。

2 保険料の納付要件を満たしていること

● 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期済期間と 保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

【上記要件を満たせない場合の特例】

初診日が平成38年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

3 一定の障害の状態にあること

● 障害認定日(※)に障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級~3級)に該当すること、または障 害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1 級~3級)に該当すること

※障害認定日: 障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が 治った場合(症状が固定した場合)はその日

◆障害年金を受けるには、本人またはご家族による年金の請求手続きが必要です。請求窓口は、障害基礎 年金はお住まいの市区町村役場または年金事務所、障害厚生年金はお近くの年金事務所になります。



